

# 労災保険制度の見直しについて（概要）

【令和8年1月14日労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会報告】

## 1 適用関係

### (1) 暫定任意適用事業について

- 暫定任意適用事業は廃止し、労災保険法を順次、強制適用することが適當。強制適用に当たっては、零細な事業主の事務負担の軽減等の対応を農林水産省と連携しつつ検討するとともに、円滑な施行に必要な期間を設けることが適當。

### (2) 特別加入制度について

- 特別加入団体の保険関係の承認や消滅の要件を法令上に明記することが適當。具体的な承認要件の内容は、災害防止に関する役割や実施すべき措置事項その他当該団体の業務の適切な運営に資する事項（団体等の性格、事務処理体制、財政基盤に関する事項等）とすることが適當。
- 保険関係の消滅に当たっては、段階的な手続を設けるとともに、消滅させる時期に配慮することが適當。
- 労働基準法が適用されておらず、現在、労災保険法の特別加入対象でない事業等について、特別加入の対象を拡大し、労災保険法を適用することについて隨時検討することが適當。

### (3) 家事使用人について

- 災害補償責任も含め労働基準法が家事使用人に適用されることになった場合には、労災保険法を強制適用することが適當。強制適用に当たっては、保険関係成立の届出や保険料の納付のような運用面の課題について、対応を検討することが適當。

## 2 給付関係

### (1) 遺族（補償）等年金について

- 遺族（補償）等年金における夫と妻の支給要件の差は解消することが適當。解消するに当たっては、夫にのみ課せられた支給要件を撤廃することが適當。
- 石綿健康被害救済法における特別遺族年金についても同様に、夫と妻の支給要件の差を解消し、夫にのみ課せられた支給要件を撤廃することが適當。
- 特別加算を廃止し、遺族1人の場合における給付基礎日額を175日分とすることが適當。

### (2) 消滅時効について

- 労災保険給付請求権のうち、消滅時効期間が2年である給付について、発症後の迅速な保険給付請求が困難な場合があると考えられる疾病を原因として請求する場合には、消滅時効期間を5年に延長することとし、まずは、脳・心臓疾患、精神疾患、石綿関連疾病等について、対象とすることが適當。
- 労働基準法の災害補償請求権についても、労災保険給付請求権と同様に、消滅時効期間を延長することが適當。
- 労災保険制度の不知や手續の失念等により時効期間を超過して請求された事案も存在することから、周知を工夫することや運用を改善することが適當。

# 労災保険制度の見直しについて（概要）

【令和8年1月14日労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会報告】

## 2 給付関係

### (3)社会復帰促進等事業について

- 社会復帰促進等事業として実施されている給付について、処分性を認め、審査請求や取消訴訟の対象とすることが適當。
- 労働者等に対する給付的な社会復帰促進等事業に対する不服申立てについては、保険給付と同様に労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とすることが適當。

### (4)遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額について

- 有害業務に従事した最後の事業場を離職した後、別の事業場で有害業務以外の業務に就業中に発症した場合における給付基礎日額の算定に当たっては、疾病の発症時の賃金が、疾病発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した日以前3か月間の賃金を基礎として現行の取扱いに則り算定した平均賃金より高くなる場合は、発症時賃金を用いることが適當。

## 3 徴収関係

### (1)メリット制について

- メリット制を存続させ適切に運用することが適當であるが、継続的にその効果等の検証を行うことが適當。
- メリット制が、労災かくし及び労災保険給付を受給した労働者等に対する事業主による報復行為や不利益取扱いに繋がるといった懸念について、その実態を把握し、その結果に基づき必要な検討を行うことが適當。

### (2)労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題について

- 事業主に早期の災害防止努力を促す等の観点から、労災保険給付の支給決定(不支給決定)の事実を、同一災害に対する給付種別ごとの初回に限り、労働保険の年度更新手続を電子申請で行っている事業主(原則として、当該災害に係る災害防止措置を講すべきと考えられる事業主のみ)に対して情報提供することが適當。
- 提供する情報は、支給決定等の有無、処分決定年月日、処分者名、処分名及び被災労働者名とすることが適當。
- 事業主が自ら負担する保険料が増減した理由を把握できるようにする観点から、メリット制の適用を受け、労働保険の年度更新手続を電子申請で行っている事業主に対して、メリット収支率の算定の基礎となった労災保険給付に関する情報を提供することが適當。
- 提供する情報は、当該事業場のメリット収支率に反映された保険給付等に係る当該メリット算入期間における保険給付、特別支給金及び特別遺族給付金の合計金額とすることが適當。
- 実態把握の結果に基づき、事業主に対する支給決定等に関する情報及びメリット基礎情報の提供の在り方について、必要な検討を行うことが適當。

※ 労働者代表委員から、労災保険給付に関する情報の有無にかかわらず自事業場で業務災害が生じた際に早期の災害防止に取り組むことは事業主として当然の責務であること等からすれば、事業主への情報提供は認めるべきではないとの意見があった。また、使用者代表委員から、支給決定等の事実や理由等を早期に知り、労使一体で取り組むことが、業務災害防止には効果的なこと等からすれば、事業主に、請求人と同時に同じ情報を提供し、請求人へと同様に決定理由も提供すべきとの意見があった。